

徳島県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年九月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
医療法人むつみホスピタル	徳島市南矢三町三丁目二番二二二号	訪問看護ステーションピオス	徳島市佐古一番町五番二号	訪問看護	令和三年九月一日